西尾市公告第　４７０　号

地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２０条の２第１項及び西尾市市税条例（昭和４３年西尾市条例第１７号）第１８条の規定により、送達を受けるべき者を次のように公告する。

なお、送達すべき書類は西尾市健康福祉部保険年金課に保管しており、いつでも送達を受けるべき者の申し出により交付する。

令和８年１１月１２日

西尾市長　中　村　　健

１　送達すべき書類

国民健康保険税決定（更正）通知書兼納税通知書

２　送達日

令和８年１１月１９日に送達があったものとみなす

３　送達を受けるべき者

連番	氏名（名称）	対象年度
1	髙須　秀夫	8
2	鈴木　竜馬	8
3	堀越　智也	8
4	DIAZ　MARY　IRENE　AYUSTE	8
5	MIE　TOKOI　PENTEADO　ROSELI	8
6	BAO　JUN	8
7	RAI　RAJENDRA	8
8	KING　RAHAYU　TRISNANINGSIH	8